

駒沢女子大学大学院 学則

第1章 総 則

- (目的)
- 第1条 本学大学院は、道元禅師の禅すなわち「正念」・「行学一如」を建学の精神とする伝統をふまえ、広い視野を有し人間性ゆたかな現代女性を育成するとともに、それぞれの専攻分野における専門的研究を通じ高度な専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。
- (位置)
- 第2条 本学大学院は、東京都稲城市坂浜238番地に置く。
- (名称)
- 第3条 本学大学院は、駒沢女子大学大学院と称する。

第2章 組 織

- (研究科専攻)
- 第4条 本学の大学院に、人文科学研究科修士課程を置く。
- 2 前項の研究科に、次の専攻を置く。
仏教文化専攻
臨床心理学専攻
- 3 前項の研究科及び専攻の教育上の目的を以下のように定める。
- (1) 人文科学研究科は、人文科学の領域における深い学識と研究方法を教授し、専門分野における研究能力を具えた人材及び高度専門職業人にふさわしい能力を具えた人材を養成することを目的とする。
 - (2) 仏教文化専攻は、仏教文化に関する専門的知識と研究方法を教授し、仏教文化について社会に発信できる人材を養成する。
 - (3) 臨床心理学専攻は、臨床心理学の専門的知識を教授し、心理的問題の解決を支援できる公認心理師・臨床心理士等の高度専門職業人を養成することを目的とする。
- (定員)
- 第5条 前条の専攻の定員は次のとおりとする。
- | | 入学定員 | 収容定員 |
|---------|------|------|
| 仏教文化専攻 | 5名 | 10名 |
| 臨床心理学専攻 | 10名 | 20名 |

- (図書館)
- 第6条 本学大学院に、図書館を置く。
- 2 図書館に関する規定は別に定める。

- (教育研究推進センター)
- 第6条の2 本学大学院に、教育研究推進センター（以下、「推進センター」という。）を置く
- 2 推進センターに関する規程は、別に定める。

- (部の設置)
- 第7条 本学大学院に教務部を置く。

第3章 教職員組織

- (教職員)
- 第8条 本学大学院に、学長、研究科長、教務部長、教授、准教授、講師、助教、助手、その他必要な職員を置く。
- (外国人教員)
- 第9条 (削除)

(客員教授)

- 第10条 本学大学院に、客員教授を置くことができる。
2 客員教授に関する事項は、別に定める。

(研究科委員会)

- 第11条 本学大学院に、研究科委員会を置く。
2 研究科委員会は、学長、研究科長、教授、准教授、専任講師をもって組織する。
3 研究科委員会の運営等に関する事項は、別に定める。

(研究科委員会取り扱い事項)

- 第12条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当り意見を述べるすることができる。
(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
(2) 学位の授与
(3) 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことを必要として学長が定める事項
2 研究科委員会は、前項に規定する事項のほか、学長及び研究科長その他研究科委員会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関わる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるすることができる。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

- 第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2 本学における1年間の授業時間は35週とする。

(学期)

- 第14条 学年を次の二学期に分ける。
第一学期 4月1日から9月19日まで
第二学期 9月20日から翌年3月31日まで

(休業日)

- 第15条 休業日は次の各号のとおりとする。
(1) 日曜日
(2) 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規程する日
(3) 春季休業 3月11日から3月31日まで
(4) 夏季休業 8月1日から9月19日まで
(5) 冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで
2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更すること、又は臨時の休業日を定めることができる。

第5章 修業年限

(修了年限)

- 第16条 本学大学院の修業年限は、2年とする。
2 前項の規定にかかわらず、仏教文化専攻においては、入学時に修了年限を超えた期間にわたる履修（以下「長期履修」という。）を希望する者があるときは、研究科委員会において当該学生の学習意欲を総合的に判断し、学長等が在学を認めることができる。

(在学年限)

- 第17条 学生は、4年を超えて在学することができない。

第6章 入 学

(入学の時期)

第18条 本学大学院の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 本学大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 文部科学大臣の指定した者
- (3) 学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者
- (6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達している者
- (7) その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願)

第20条 本学大学院への入学を志願する者は、入学願書を、所定の入学検定料及び出身大学長から提出される成績表を添えて、提出しなければならない。

- 2 前項の入学志願者については、別に定める駒沢女子大学大学院入学者選抜規定により選抜を行う。

(長期履修志願)

第20条の2 長期履修による入学を志願する者は、前条の他、長期履修の期間とその間の研究計画及び履修計画を記載した申請書を提出しなければならない。

- 2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

(入学手続)

第21条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別の定めるところに従い手続を完了しなければならない。

- 2 学長は、前項の手続を完了した者に、入学を許可する。

第7章 教育課程及び履修方法

(授業科目の区分)

第22条 本学大学院における授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目とし、修了に必要な単位は次のとおりとする。

仏教文化専攻

区 分	単 位 数
必修科目	8 単位
選択必修科目	16 単位
選択科目	6 単位以上
合 計	30 単位以上

臨床心理学専攻

区 分	単 位 数
必修科目	20 単位
選択必修科目	12 単位
選択科目	—
合 計	32 単位以上

- 2 前項の規定に拘らず、修士論文審査に合格しなければ修了することはできないものとする。

(授業科目の名称等)

第23条 前条の授業科目の名称、単位数、年次配当及び履修方法は、別表第1に掲げるとおりとする。

(履修手続)

第24条 学生は、毎学年の始めに、学費を納入し、その学年で履修しようとする授業科目について、指定された期限までに履修届を提出のうえ、履修しなければならない。

(単位取得)

第25条 履修した科目の試験に合格した者は、当該科目の履修を修了したと認められた所定の単位が与えられる。

2 各授業科目の単位数は、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。ただし、出席しなければならない時間数の3分の1以上欠席したものは、単位を取得できないことがある。

(1) 講義及び演習については、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、演習科目によっては、毎週2時間15週の授業をもって1単位とすることができる。

(2) 実習については、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によっては、週3時間15週の授業をもって1単位とすることができる。

(公認心理師受験資格)

第25条の2 公認心理師の受験資格を得ようとする者は、大学院人文科学研究科臨床心理学専攻の修了に必要な単位のほかに、公認心理師法、同法施行規則に定める所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

第8章 試験及び成績

(試験)

第26条 試験は、筆記又は口述によるものとする。ただし、論文の提出その他の方法によることができる。

(試験の期日)

第27条 試験は、学年末において行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(受験の条件)

第28条 試験は、履修した授業科目でなければ、受けることができない。

2 学費及び必要な手数料を納入していない者は、試験を受けることができない。

3 休学又は停学の期間中は、試験を受けることができない。

(成績の表示)

第29条 成績は、秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

(成績の通知)

第30条 試験の成績の発表は各学年末とし、書類をもって学生に通知する。

第9章 修了及び学位

(修了に必要な単位)

第31条 修了に必要な単位は、仏教文化専攻が30単位以上、臨床心理学専攻が32単位以上とする。

(修了の要件)

第32条 修了の要件は、次の各号に定めるとおりにする。

(1) 2年以上在学すること

(2) 修了に必要な単位を修得していること

(3) 修士論文の審査に合格すること

(学位の称号)

第33条 前条の規定により修了した者は、仏教文化専攻の場合修士（文学）、臨床心理学専攻の場合修士（心理学）と称することができる。

第10章 休学、退学及び除籍

(休学)

- 第34条 病気その他やむを得ない事由により2ヶ月以上修学することができない者は、その理由を付して、保証人と連署の休学願を提出し、休学の許可を受け、その学期の終わりまで休学することができる。
- 2 休学の事由が消滅しない者は、許可を受けて引続き1学期休学することができる。
 - 3 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。休学期間は、在学年数に算入しない。
 - 4 第17条の規定は、休学した者にも適用する。
 - 5 休学した者は、休学の事由が消滅したときは、保証人と連署の復学願を提出し、研究科委員会の議を経て、学年又は学期の始めに復学することができる。

(退学)

- 第35条 退学しようとする者は、その理由を付して、保証人と連署の退学届に学生証を添えて、手続きしなければならない。

(再入学)

- 第36条 一旦退学した者が再入学しようとする場合は、選考のうえ許可することがある。

(除籍)

- 第37条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。
- (1) 新入生で、指定された期間までに履修届を提出しない者、その他本学大学院において修学する意思がないと認められる者
 - (2) 督促を受けた滞納学費を、指定された期日までに納入しない者
 - (3) 第17条の規定による在学できる年数を超える者
 - (4) (削除)

第11章 賞罰

(褒賞)

- 第38条 本学大学院の学生として褒賞に値する行為があった者に対して、学長は、研究科委員会の議を経て、褒賞することができる。

(懲戒)

- 第39条 本学大学院の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、学長は、研究科委員会の議を経て、訓告、停学又は退学の処分をすることができる。
- 2 前項の処分は、行為の軽重、教育上の必要を考慮してなさなければならない。
 - 3 第1項の退学処分は、次のいずれかに該当する者に対してでなければ行うことができない。
 - (1) 性行不良にして改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り修業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席の常でない者
 - (4) 本学大学院の秩序を乱し、本学則に反し、学生の本分に反する行為をした者

第12章 学費等

(入学検定料)

- 第40条 本学大学院への入学を志望する者は、別表第2に掲げる入学検定料を納めなければならない。

(学費)

- 第41条 本学大学院の入学金及び学費は、次のとおりとし、その納入額は別表第2, 3に掲げるとおりとする。ただし、実習費については別途徴収する。
- (1) 入学金
 - (2) 学費
授業料
維持費
実習費

(授業料)

- 第42条 授業料等は、4月20日までに納めなければならない。ただし、次の二期に分けて分納することもできる。
- 第一期 4月20日まで
第二期 9月20日まで

(学 費)

- 第43条 学費は出席の有無にかかわらず学籍のある間は、これを納めなければならない。ただし、理事長が必要と認めた場合には、学費の全部又は一部を減免することができる。
- 2 休学期間中の授業料は免除する。ただし、維持費は納めなければならない。

(授業料等の不返還)

- 第44条 納入した授業料等は、原則として返還しない。ただし、入学手続を完了した者で所定の期日内に入学辞退届を提出し、本学大学院が受理した者に限り入学金を除く納付金を返還する。

(手数料)

- 第45条 手数料の種類及び納入額については、別に定める。

第13章 科目等履修生及び公開講座

(科目等履修生)

- 第46条 本学大学院は、研究科委員会の議を経て、科目等履修生の履修を許可することがある。
- 2 科目等履修生は、本学大学院開設の授業科目を履修することができる。
- 3 科目等履修生の履修資格等については、別に定める。

(公開講座)

- 第47条 本学大学院において、公開講座を開講することがある。

第14章 改 正

(改 正)

- 第48条 この学則の改正は、研究科委員会の意見を聴き、学長が理事会の承認を得なければならない。

- 附 則 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成26年7月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則 この学則は、令和2年12月19日から施行する。
- 附 則 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 授業科目、履修方法及び配当年次

授業科目の名称	配当年次	単位数		備 考	
		必修	選択		
人文科学研究科 仏教文化専攻科目	日本文化史	1	4	演習5科目の内いずれか1科目 (8単位)選択必修 日本文化史特殊講義AとBの内いずれか 1科目(4単位)選択必修 哲学特殊講義、 比較文化特殊講義Ⅰ・Ⅱの内いずれか 1科目(4単位)選択必修	
	日本文化論	1	4		
	仏教文化特殊講義	1・2			4
	仏教文化演習	1～2			8
	仏典講読	1・2			4
	日本文化論特殊講義	1・2			4
	日本文化論演習	1～2			8
	古典講読	1・2			4
	日本美術史特殊講義	1・2			4
	日本美術史演習	1～2			8
	日本文化史特殊講義A	1・2			4
	日本文化史特殊講義B	1・2			4
	日本文化史演習	1～2			8
	古典文学特殊講義	1・2			4
	古典文学演習	1～2			8
	哲学特殊講義	1・2			4
比較文化特殊講義Ⅰ	1・2		2		
比較文化特殊講義Ⅱ	1・2		2		
日本文化実習	1～2		4		
人文科学研究科 臨床心理学専攻科目	臨床心理学特論Ⅰ	1	2	14科目20単位必修	
	臨床心理学特論Ⅱ	1	2		
	臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践Ⅰ)	1	2		
	臨床心理面接特論Ⅱ	1	2		
	臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	1	2		
	臨床心理査定演習Ⅱ	1	2		
	臨床心理基礎実習Ⅰ	1	1		
	臨床心理基礎実習Ⅱ	1	1		
	臨床心理実習ⅡA	1	1		
	臨床心理実習ⅡB	1	1		
	臨床心理実習ⅡC	2	1		
	臨床心理実習ⅡD	2	1		
	臨床心理学研究実践Ⅰ	1	1		
	臨床心理学研究実践Ⅱ	2	1		
	臨床心理実習ⅠA(心理実践実習Ⅰ)	1		1	
	臨床心理実習ⅠB(心理実践実習Ⅱ)	2		1	
	臨床心理実習ⅠC(心理実践実習Ⅲ)	2		1	
	臨床心理実習ⅠD(心理実践実習Ⅳ)	2		1	
	心理学研究法特講	1		2	
	臨床心理学研究法特講	1		2	
	人格心理学特講	1・2		2	
	認知心理学特講	1		2	
	社会心理学特講	1・2		2	
	家族心理学特講 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する 理論と実践Ⅰ)	1・2		2	
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	1・2		2	
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	1・2		2	
	精神医学特講 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	1		2	
	異常心理学特講	1・2		2	
	障害者心理学特講 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	1・2		2	
	心理療法特講A	1・2		2	
	心理療法特講B	1・2		2	
	心理療法特講C (心理支援に関する理論と実践Ⅱ)	1・2		2	
心理療法特講D (心理支援に関する理論と実践Ⅲ)	1・2		2		
学校臨床心理特講 (教育分野に関する理論と支援の展開)	1・2		2		
コミュニティー・アプローチ特講 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理 論と実践Ⅱ)	1・2		2		
心の健康教育に関する理論と実践	1・2		2		

別表第2

入学検定料・入学金

入学選抜における入学検定料	30,000円
入学金	200,000円

* 本学学部からの入学者に対しては入学金は2分の1とする。

別表第3

学 費（第16条第1項適用）

区 分	年 額
授業料	720,000円
維持費	150,000円

学 費（第16条第2項適用）

在学年限 3年

区 分	年 額
授業料	480,000円
維持費	100,000円

在学年限 4年

区 分	年 額
授業料	360,000円
維持費	75,000円

在学年限 5年

区 分	年 額
授業料	288,000円
維持費	60,000円

* 実習費については別途徴収する。